

申請書記載例

2019年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

〇〇年 〇〇月 〇〇日 西伊豆町長 殿		整理番号	※記入不要です										
住 所	東京都〇〇区〇〇1-2-3-401 〇〇マンション	フリガナ	ニホン タロウ										
		氏 名	日本 太郎 印										
		個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1
		性 別	男 女										
電話番号	090-3456-7890		生年月日	明・大平 35.6.17									

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

こちらに個人番号(マイナンバー)を誤りなくご記入下さい。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
2019年 2月 15日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の数の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

確定申告を行わない給与所得者や年金所得者の方はチェック

寄附先の自治体が5つ以下の方はチェック

両方にチェックが付かない方は申告特例申請の対象外で確定申告が必要です。

提出前に最も大事な次の2点をご確認ください!

- 申請書記載の住所は、住民税(市町村民税)の課税をする自治体になっていますか?
※添付書類の「転居履歴の最終住所地」と「住民税課税自治体」が一致しない場合は、当町で正しいかどうかの判断ができません。そのため、住民税課税自治体(寄附額を通知する自治体)がわかるよう、空きスペースにコメントを書いてお知らせいただけると幸いです。
- 個人番号(マイナンバー)が確認できる書類を添付していますか?

2019年中寄附の申告特例申請書は、2020年1月10日までに返送ください。(必着)
申請後ご住所等に変更があった場合は、変更届出書が必要になりますのでご連絡ください。